

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第30条まで及び<u>附則第6項第5号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。<u>附則第6項第5号</u>において同じ。)において教職員が受けるべき俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条及び<u>附則第6項第6号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に定める額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び<u>附則第6項第6号</u>において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定幹部教職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の</p>	<p>(俸給の調整額)(期末手当)</p> <p>第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。)において教職員が受けるべき俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に定める額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定幹部教職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>総額</p> <p>4～6 (略) (拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の組織において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2・3 (略) (中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 平成30年3月31日までの間、教職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級)が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 俸給月額(職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、俸給月額及び職責調整手当の月額をいう。以下この号及び第3号から第8号までにおいて同じ。) 当該特定対象教職員の俸給月額(当該特定対象教職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の</p>	<p>4～6 (同 左) (拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の組織において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第1項第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (同 左)</p> <p>6 (削除)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第8項において「俸給月額減額基礎額」という。））</p> <p>(2) 俸給の特別調整額 当該特定対象教職員の俸給の特別調整額の月額に100分の1.5を乗じて得た額</p> <p>(3) 都市手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）</p> <p>(4) 広域異動手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）</p> <p>(5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額（第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（特定幹部教職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定対象教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）</p> <p>(6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額（第31条第5項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額（同条第5項において準用する第28条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する役職段階別加算適用表の加算割合を乗じて得た額（同項に規定する特定幹部教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算適用表の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定対象教職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項に規定する勤務期間に応じた割合及び勤務成績による割合を乗じて得た額）</p> <p>(7) 遠隔地異動・出向手当 当該特定対象教職員の俸給月額に対する遠隔地異動・出向手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する遠隔地異動・出向手当の月額）</p> <p>(8) 第36条第1項から第5項まで、第8項又は第9項の規定により支給される給与 当該特定対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第36条第1項 前各号に定める額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>イ 第36条第2項又は第3項 第1号、第3号から第5号まで及び第7号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 第36条第4項 第1号、第3号、第4号及び第7号に定める額に、同項の規定により当該特定対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p>	

改正前

改正後

エ 第36条第5項又は第8項 第1号、第3号から第5号まで及び第7号に定める額に、同項の規定により当該特定対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第36条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項又は第8項の規定により給与の支給を受ける教職員にあつては、同号に定める額に、同条第5項又は第8項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職（一）	6級
専門業務職	4級
教育職	5級
医療職（一）	6級
医療職（二）	6級

7 前項に規定するもののほか、特定対象教職員以外の者が月の初日以外の日に特定対象教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

8 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条から第25条まで及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第39条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

9 附則第6項の規定が適用される間、第31条第3項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、教職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定幹部教職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定幹部教職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（中 略）

7 (削除)

8 (削除)

9 (削除)

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程 (平成16年達示第84号)</p> <p>(前 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務教職員等に関する読替え)</u></p> <p>7 <u>育児短時間勤務教職員に対する給与規程附則第6項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第5号及び第6号中「俸給月額並びに」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p>8 <u>第14条の10の規定による勤務をしている教職員が給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第7項」とする。</u></p> <p>9 <u>給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員に対する第19条及び第38条(第43条及び第43条の5の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「第39条」とあるのは、「附則第8項」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～6 (同 左)</p> <p>7 (削除)</p> <p>8 (削除)</p> <p>9 (削除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>